



増刊号

更生刻々

法務省東京矯正管区更生支援企画課

☎048-600-1560 (直通)

✉ 1.toukyoukyousei.j7u@i.moj.go.jp

ホームページ

http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei08_00101.html



令和6年1月22日発行



令和5年度第3回再犯防止・更生支援セミナー特集

11月14日(火)、オンライン方式にて「令和5年度第3回再犯防止・更生支援セミナー」を開催しました。非行少年の処遇の流れについて行政説明が行われた後、少年院出院者、矯正施設、更生保護のそれぞれの立場から、少年の社会復帰についてディスカッションしていただきました。パネリストとしてお招きしたてつやさん(仮名)は、少年院出院後に理学療法士の資格を取得し、現在は会社を立ち上げるなど地域で活躍されています。てつやさんには、これまでの歩みを自身の言葉で語っていただきました。



プログラム

行政説明

「少年非行の発生から、保護処分と処遇の流れ」
東京矯正管区更生支援企画課矯正専門職
松本 理

パネルディスカッション

パネリスト

セカンドチャンス てつやさん(仮名)
多摩少年院首席専門官(支援担当)
大橋 雅夫氏
関東地方更生保護委員会 保護観察官
中村 拓矢氏

ファシリテーター

東京矯正管区更生支援企画課長
大園 雄介



私が今ある、その理由(ワケ)は
～少年院出院者の声を聴く～

少年院に入るまで、
「先生」という立場の人に
不信感がありました。

行動と言葉が伴わない大人を信用できませんでした。少年院に入った始めの頃も、少年院のルールに関して全くやる気がありませんでした。

そんな自分が変わったきっかけは、少年院の担任の先生と出会ったことです。「社長になりたい。」という夢を話すと、ほとんどの大人からは「お前には無理。」などと言われましたが、担任の先生は「いい夢だ。」「がんばれ。」と言ってくれて、本当に嬉しかったのを覚えています。

担任の先生から、自分が被害者になりきって手紙を書き、それについてまた自分が返事を書く「ロールレタリング」を教えてもらいました。

ロールレタリングを続けることで「被害者はきっと恨んでいると思う。自分が将来も同じ事をしたら、被害者はもっと嫌な思いをするだろう。」と、被害者に対する自分の気持ちが変わっていきました。

少年院を出院した後の保護観察中、自分に関わってくれる大人が常に周りにいてくれました。自分が必要とするタイミングで、必要な相談相手が周りにいるというのが大事だと思います。

親には相談できないけれど、
周りの大人には
相談することができました。

理学療法士の学校に入学して教科書を開いた時、一つも読めなくて全部ふりがなを振って持って行ったことがあります。辛いことも多かったのですが身近に相談相手がいたから、くじけず乗り越えていけたと思っています。

自分も「非行少年の更生に関わりたい。」と思ったきっかけは、自助グループ「セカンドチャンス」の方を紹介してもらったことです。支援する人、される人が、「どっちが上」ということではなく、お互いに寄り添い、人として関わるのが大事だと思います。

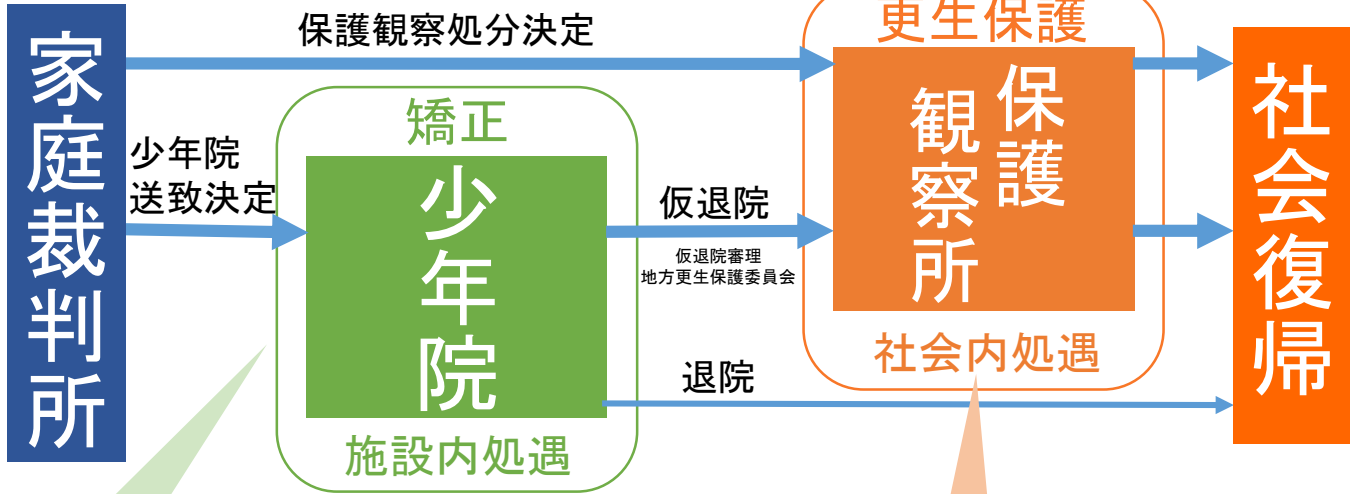
東京矯正管区職員第一部次長挨拶

令和3年6月に東京矯正管区と関東地方更生保護委員会とで立ち上げた、「関東更生支援ネットワーク」は、310名超の会員数となり、多くの方々が生支援にご関心をお持ちいただいていると実感しております。

本日のセミナーは、「非行少年の社会復帰」についてお話を聞く機会とし、非行をした少年の再非行を防止し、善良な社会の一員として社会復帰を果たすための支援をする上で、何が必要なのかということ、講師の皆様のお力をお借りして、一緒に考えてまいりたいと思います。

本セミナーが、各地方自治体における再犯防止施策の充実に資するとともに、罪を犯した人の立ち直りに向けた支援の輪が広がる契機となりましたら、幸いです。

※非行した少年に係る保護処分の流れの一例です



少年院では断続的に入院があるため「段階処遇」を行っています。3級、2級、1級と在院者一人一人に個別の目標設定があり、達成度に応じて進級していきます。

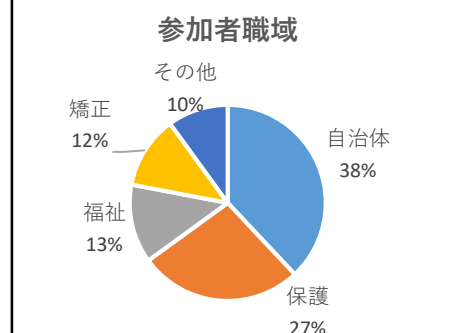
少年院では矯正教育を通して在院者の改善更生を図ります。社会復帰支援も重要で、例えば、就労支援として職場体験をさせたり、修学支援として少年院外での大学受験をさせたりするなどの取組を行っています。

保護観察所は在院中から出院後の生活環境を調整します。地方更生保護委員会は少年と面接調査等を行い、仮退院の決定を行います。

仮退院後は保護観察官とボランティアである保護司が協働・役割分担をして保護観察中の少年を支えます。具体的には少年の生活状況や、決められたルールを守っているかなどについて確認し、必要に応じて指導します。社会の一員として、時には少年のお手本として寄り添っています。

参加者の声

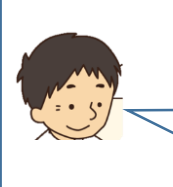
▼実際に支援における現場の声を聞く機会がないため、当事者の感じたこと、少年院の取組は、参考になりました。▼実際の経験者から話を聞くことは、大変勉強になる。今回の出院者の方は自分で更生の方向に気付くことができたが、また違ったタイプの方の話も聞いてみたい。▼情報を共有し、支援する人が共通認識で事実を理解し、対応や計画を行うことが大切だと改めて感じました。▼今回、当事者として話をいただきましたが、成功された極少数ではないでしょうか。再犯ケースや困難ケースを伺いたいと思います。



知りたい！矯正 Q & A

今回のセミナーを聴講した編集スタッフ（民間企業出身）が頭に浮かんだ素朴な疑問について、少年院勤務経験のある職員に聞いてみました！

Q1. てつやさんに大きな影響を与えた「担任の先生」。少年院では具体的にどんなことをしている人ですか？



365日、衣食住のお世話をする法務教官です。全寮制の寮の寮監のようなイメージでしょうか。一人の少年に対して一人の担任が付きます。法務教官は少年に対して反省させる役割というよりも、教育的な立場から、時には父母的な立場として寄り添っています。

Q2. てつやさんが少年院で行っていた、ロールレタリング。改めて、どういうものなのでしょうか。

ロール、とは「役割」の意味があります。まず初めに自分が被害者になりきって加害者に対する手紙を書き、その逆も行う「一人文通」です。最初はなかなか書くことができません。法務教官が課題として出し、指導をします。



Q3. パネルディスカッションの中で、フォークリフト・危険物・介護などの資格が取得できると話題に上りました。他に少年院で取得できる資格はどんなものがありますか？



溶接、大型車両免許、玉掛け技能講習、中卒・高卒認定試験、自動車整備士など、さまざまな資格を取得できます。最近ではICT関係資格（例・エクセル・ワードなどのMOS資格）も取得できます。出院後の通勤のため、原付免許を取得できる少年院もあります。